

令和7年度第23回庁議提案 **審議**・報告・その他

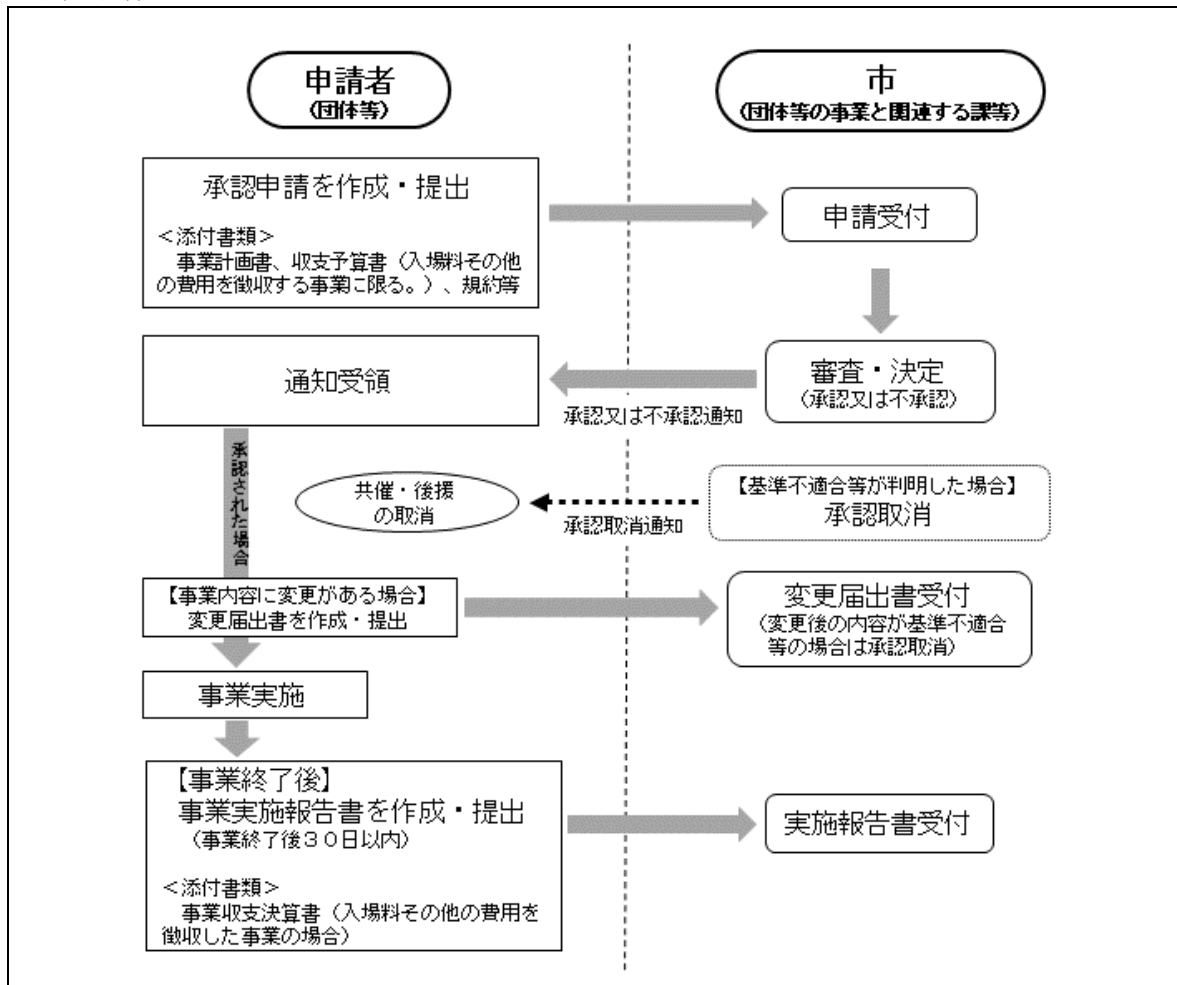
提出日：令和8年3月24日

担当部・課：総務部総務課〔内線4040〕

教育委員会教育総務課〔内線5010〕

① 件名
石巻市及び石巻市教育委員会における共催及び後援に関する事務取扱いについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 近年、市以外の団体等から共催及び後援の申請が多様化しており、各課の判断に委ねられている現状では、取扱いのばらつきや説明責任の確保に課題が生じていることから、承認基準及び手続を明確化する規程の整備が必要となっている。</p> <p>【目的】 石巻市及び石巻市教育委員会における共催及び後援に関する事務取扱いを定めるもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和7年12月 共催及び後援に関する判断基準の制定に向けて検討を開始
⑤ 主な内容
<p>1 共催及び後援の定義の明確化 主催：団体等が自ら計画し、予算をもって事業をするもの 共催：市が事業に参加し、主催団体等との共同の責任をもって事業をするもの 後援：市が事業の趣旨に賛同し、名義使用等を承認することによって支援するもの</p> <p>2 承認の基準 (1) 対象団体 次のいずれかに該当する団体等 ・国、地方公共団体又は公共的団体 ・福祉、産業、教育、芸術、文化、スポーツ等の関係団体 ・報道機関 ・その他市長が適当と認める団体等</p> <p>(2) 対象事業 次のいずれにも該当する事業 ・市民の福祉の向上又は産業、教育、芸術、文化、スポーツ等の普及及び振興に寄与し、公益性を有する事業 ・市の施策の推進に寄与する事業 ・営利を主たる目的としない事業 ・政治的活動又は宗教的活動を目的としない事業 ・公序良俗に反しない事業 ・暴力団等が関与していない事業</p>

3 承認事務フロー



4 承認事務の所管

- ・団体等の事業に関連する課等が承認事務を行う。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

共催及び後援に関する規程の整備により、共催及び後援の承認基準や手続が明確化され、公平性及び透明性の向上が図られるとともに、事務の標準化による効率化が期待される。また、責任の所在や排除規定を明確にすることで、市の法的リスクの軽減及び対外的信頼性の向上に資するものである。

【市財政への負担】

負担なし

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内14市のうち、12市が共催・後援に関する取扱規程等を公表している。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年3月 石巻市共催及び後援に関する規程の制定（施行予定年月日：令和8年4月1日）
石巻市教育委員会共催及び後援に関する規程の制定（施行予定年月日：同上）
4月 市ホームページ等で周知

⑨ その他

市教育委員会では、「石巻市教育委員会名義後援について（内規）（令和6年6月24日付け教育長決裁）」を定め、運用してきた。